

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、翌日)

れることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第二百九号）第三条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届出者の名称	建物の名称	建物の所在地
協同組合鳥取駅前食品市 場及び駅前商事株式会社市	駅前市場	鳥取市永楽温泉町二七一及び二七二

鳥取県告示第六百九十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十六年六月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻

三

鳥取県告示第六百九十八号

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われ

告示

- ◆告示 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示
- ◆告示 飼料の試験の結果の概要
- ◆告示 土地改良事業計画の適否の決定
- ◆告示 土地改良事業の工事の完了
- ◆告示 公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可（二件）
- ◆告示 開発行為に関する工事の完了（二件）
- ◆告示 狩猟免許試験の実施

製造事業場の 名称及び所在地	收去場所	飼料の名称	製造 年 月 日	試験結果の概要										備考	
				粗たん 質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシ ウム	リん	揮發性 塩基性 窒素	水溶性 塩基性 窒素	ペプシ ン消化	D C P	T D N	M E
大阪市 林業産業株式会 社大阪工場	境港市上道町 1031	■まるは印配合飼料 ■まるは印配合飼料 ■まるは印配合飼料 サンブリード	56.6 56.5 56.5	20.3 15.1 15.3	3.5 3.5 3.1	2.4 3.6 3.6	5.3 7.4 5.7	0.99 1.59 0.93	0.65 0.67 0.55						カルシウムの比一規格不適合
境港市 山陰くみあい飼 料株式会社	境港市外江町 3743の1	■くみあい標準配合飼料 成鶏用エッグマッシュ17 ■くみあい標準配合飼料 育雛用前羽 くみあい配合飼料 子牛ブリード1号 くみあい配合飼料 和牛繁殖選育1号 ■くみあい配合飼料 メガトシェース ■くみあい配合飼料 ビグエースエクストラ	56.5 56.6 56.6 56.6 56.6 56.6 56.6	18.1 19.0 3.6 3.1 2.5 2.3 16.1	4.6 3.6 3.1 5.8 5.5 5.4 2.5	2.4 3.1 5.8 1.08 7.3 7.4 1.03	11.0 5.8 1.08 0.74 7.3 7.4 0.90	3.30 0.72 0.72 0.72 0.83 0.92 0.92	0.72 0.72 0.72 0.72 0.83 0.92 0.92				2,760 2,810		

注 1 飼料の名称の欄中「■」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示す。

3 備考欄中「カルシウムとりんの比一規格不適合」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料の公定規格を定める等の件(昭和51年農林省告示第756号)に定めるカルシウムとりんの重量比の要件を満たさないことを示す。

昭和56年8月4日 火曜日

鳥取県公報

第5278号

鳥取県告示第七百号

昭和五十六年六月二十三日付けで八東町から申請のあつた土地改良（東二地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年八月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

八東町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第七百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

土地改良事業の名称	工事完了年月日	届出者
岩立地区農業用用排水事業	昭和五十六年三月二十日	溝口町
柄原地区農業用用排水事業	昭和五十五年十二月二十日	〃

昭和五十六年八月四日

一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所
網代漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

二 埋立ての免許の年月日及び番号
昭和五十四年十月二十九日 鳥取県指令受漁港第百四十五号
しゆん功認可の年月日
昭和五十六年七月三十日

昭和56年8月4日 火曜日

四 埋立区域

(一) 位置

岩美郡岩美町大字岩本字沓井屋敷一一五二番、一一五二番地一八及び一一五〇番地三地先公有水面

(二) 区域

次の①の地点から③の地点までを順次に直線で結んだ線、③の地点

と④の地点を網代北防波堤燈台（北緯三五度三四分四八・五八秒東経一三四度一七分三一・七五秒）から一〇八度三〇分六一二・〇〇メートルの地点（以下「基点④」という。）から三五二度二〇分六〇・七〇メートルの地点を中心とする半経六〇・〇〇メートルの円で結んだ線、④の地点から⑥の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑥の地点

と①の地点を結ぶ昭和五十三年秋分日の満潮位（D・L十〇・三〇メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 基点④から二五六度三〇分七・〇〇メートルの地点

②の地点 基点④から二七一度〇〇分一五・九〇メートルの地点

③の地点 基点④から二七四度〇〇分二一・五五メートルの地点

④の地点 基点④から二八八度〇〇分五一・七五メートルの地点

⑤の地点 基点④から二九〇度〇〇分五六・四〇メートルの地点

⑥の地点 基点④から二九三度三〇分六四・四〇メートルの地点

(三) 面積

三七一・七一平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

鳥取県告示第七百三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者 鳥取県 鳥取県知事 平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二 埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十四年十月十七日 鳥取県指令受漁港第百四十四号

三 しゅん功認可の年月日

昭和五十六年七月三十日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村東の切三七一ノ四一地先公有水面

次の各地点を順次に直線で結んだ線及び④の地点と①の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 酒津漁港東三号防波堤燈台（北緯三五度三一分二〇秒東経一三四度五分二七秒）から一九〇度〇〇分一六〇・〇メートルの地点（以下「A地点」という。）から二〇三

度三〇分二一・八メートルの地点

②の地点 A地点から二二五度四〇分三三・四メートルの地点

③の地点

A地点から一七六度三〇分一八・五メートルの地点

④の地点

A地点から一九七度三〇分一五・六メートルの地点

(二) 面積

四一四・二六平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

気高町役場

鳥取県告示第七百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

代表取締役 金田政之

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十四年十二月六日 鳥取県指令受都計第三百九十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市下味野字馬場崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市尚徳町一一六番地

鳥取市

鳥取市長 金田裕夫

鳥取県告示第七百五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年八月四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 開發許可の年月日及び番号

昭和五十五年十一月二十六日 鳥取県指令受都計第二百五十四号

二 開發区域に含まれる地域の名称

気高郡鹿野町今市字少林南門前（一丁目）

三 開發許可を受けた者の住所及び氏名

東伯郡三朝町大字大瀬一二一〇

三朝観光株式会社

公 告

鳥獣保護及狩獵ニ関スル法律（大正7年法律第32号。以下「法」とい
う。（第7条第1項に規定する狩獵免許試験を次のとおり実施する。

昭和56年8月4日

日曜火 田 4月8年56和臨

鳥取県取扱

鳥取県知事 平林鴻三

申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

狩獵免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩獵免許手数料 2,800円。ただし、受験の日に狩獵免許を受けており、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては、2,000円

(2) 納付方法

実施月日	時 間	試 験 場 所
9月11日	9時30分	米子市糸町 西部総合事務所講堂
9月17日	"	鳥取市東町一丁目 鳥取県庁第二方舍第23会議室
10月8日	"	倉吉市巣城 中部総合事務所大会議室

受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

3 試験科目

- (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
 (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩獵に関する法令、獵具並びに鳥獣に関する知識）
 (3) 技能試験（獵具の扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩獵免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振興局長に提出すること。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書
 (2) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

5 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業課に問い合わせること。

6 受験票及び筆記用具

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩獵免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

- (2) 納付方法
 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩獵免許申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。